

米議会上院、税制改革法案を可決

ポイント① 2019年から法人税率を20%に引き下げ

12月2日に米国議会上院は税制改革法案を賛成51票、反対49票の僅差で可決しました。

上院の改革法案では、連邦法人税率は現行の35%から2019年より20%に引き下げられるなど、10年間で最大1.5兆ドルの減税を行なうとしています。個人所得税に関しては最高税率の引き下げ、基礎控除の拡大を行なう一方、州・地方税控除の縮小、医療保険制度改革法(オバマケア)の一部廃止なども含まれ、家計にとって全面的な負担の軽減にはならないようでもあります。与党共和党の中にも財政収支の悪化や政府債務の増大を懸念する声があり、それに配慮する面があったと見られます。

ポイント② 下院案との調整

議会下院は既に税制改革法案を可決済みですが、上下院の改革法案には相違点があり、今後は両院協議会で改革法案の一本化の作業に入ります。共和党の議席数は上院では100議席中52議席と過半数をわずかに上回るだけであり、一本化案が上院案から大幅に修正されると可決が困難になる可能性もあります。

下院案では法人税率の20%への引き下げを2018年から実施することとなっています。下院共和党の保守・強硬派は税率引き下げ実施時期の後ろ倒しに反対しており、どのような形で改革法案の一本化が進むか注目されます。

ポイント③ 金融市場と金融政策への影響

株式市場では、連邦法人税率の引き下げは好感を持って受け止められると見られます。ただ、実体経済と債券市場、金融政策への影響に関しては、税率引き下げ実施のタイミング、全体的な減税規模などが重要になりそうです。また、法人税率の引き下げが米国内の設備投資や雇用の増大につながるかどうかは、不透明なところもあります。

FRB(米連邦準備制度理事会)が12月12、13日のFOMC(米連邦公開市場委員会)で政策金利の引き上げを行なうことはほぼ確実のようです。市場の焦点はその後パウエル次期FRB議長のもとで、3ヵ月に1回程度の段階的利上げを続けるかどうかに集まりつつあるようです。景気・物価情勢が最大のポイントですが、税制改革の内容も金融政策の行方を探る上で重要でしょう。

重要イベント

12月8日 12月12日 12月13日

米雇用統計(11月) 米アラバマ州上院議員補欠選挙 米消費者物価指数(11月)、

米金融政策発表

図1:米国連邦政府の財政収支と政府債務残高

期間:2001年~2022年、年次



(注)2017年以降はIMF(国際通貨基金)予測 (出所)IMFデータより野村アセットマネジメント作成

図2:上下院税制改革法案の比較

法人税制	上下院案の主な一致点
	連邦法人税率を35%から20%へ引き下げ
	制 海外子会社からの配当課税廃止
	上下院案の主な相違点
	上院:法人税率引き下げは2019年から。下院:2018年から。
個人税制	上下院案の主な一致点
	基礎控除の拡大
	州・地方税控除の縮小
	り 上下院案の主な相違点
	上院:所得税率区分は、現行と同じ7段階、最高税率引き下げ。
	下院:4段階に簡素化。
	上院の個人減税は2025年までの時限措置

(出所)新聞報道等より野村アセットマネジメント作成

図3:米国の政策金利と国債利回り

期間:2015年1月2日~2017年12月1日、週次



(出所)Bloombergより野村アセットマネジメント作成

NOMURA 野村アセットマネジメント 当資料は、投資環境に関する参考情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したご参考資料です。投資勧誘を目的とした 資料ではありません。当資料は市場全般の推奨や証券市場等の動向の上昇または下落を示唆するものではありません。当資料は信頼で きると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に示された意見等は、 当資料作成日現在の当社の見解であり、事前の連絡なしに変更される事があります。なお、当資料中のいかなる内容も将来の投資収益 を示唆ないし保証するものではありません。投資に関する決定は、お客様ご自身でご判断なさるようお願いいたします。投資信託のお申込 みにあたっては、販売会社よりお渡しします投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。